

松下幸之助記念志財団 研究助成

研究報告

(MS Word)

【氏名】

藤井なつみ

【所属】(助成決定時)

早稲田大学

【研究題目】

近代日本演劇検閲の制度的創出とその運用—近代ヨーロッパ演劇検閲との関わりから—

【研究の目的】(400字程度)

本研究は、近代日本と近代ヨーロッパの演劇検閲制度を比較し、日本がどのようにヨーロッパの制度を受容し、独自の検閲制度を創出したのかを明らかにすることを目的とする。明治期の日本は「後発国」として、当時「先進国」であった近代ヨーロッパ諸国の検閲制度を調査し、自国に移入する試みを行ったが、当時のヨーロッパではすでに検閲制度に対する批判が高まり、徐々に制度が廃止されていく状況にあった。本研究は、ヨーロッパ諸国が示した多様な選択肢の中から、後発国たる近代日本が主体的に何を選び取り組み合わせたのか、また日本独自の部分はなぜ、どのようにしてそこに組み入れられたのか、その演劇検閲制度の創出と運用の過程を実証的に明らかにすることを目的とする。

【研究の内容・方法】(800字程度)

1900年代に警視庁にて演劇検閲に従事していた警察官僚である松井茂は、日本における演劇検閲制度は、1879年から1年間にわたってヨーロッパ諸国の警察制度を調査した警察官僚佐和正がヨーロッパの検閲制度を導入し整備したものであると述べている。佐和らによるヨーロッパの調査が、全国初の制度として1882年に制定された警視庁による演劇検閲制度に影響を与えたことは事実であろう。よって、本研究においても、この調査当時の佐和らの足取りを切り口とし、彼らが接した1870年代のヨーロッパ諸国、主に長期滞在して深く調査を行ったとみられるフランスとドイツ(プロイセン)の演劇検閲制度がいかなる状態であったのかについて、制度の変遷も含めて調査し、日本が創出した演劇検閲制度と比較する。以上の作業によって、彼らがどの時期のどの国の制度をどのような形で摂取したのか、そして近代日本の警察当局が演劇界の状況を踏まえて考えだした演劇検閲の在り方がいかなるものであったのかを明らかにする。

そのうえで、近代日本の演劇検閲制度が、日本の演劇界の状況変化や、それを取り巻く社会状況やその変化に対応する形でその運用が確立・変容していくなかで、検閲当局、そして被検閲者である演劇関係者によって、自国の検閲制度がヨーロッパ諸国の検閲制度との比較のなかでどのように認識されていたのかという点を検討する。具体的には、1910年～1920年代にかけて、演劇関係者たちによって行われた検閲制度批判の中に、フランス、ドイツなどのヨーロッパ諸国がその当時すでに実現していた演劇検閲制度の廃止や縮小化を、日本にも求めるといった議論がみられるようになっていくことに注目する。ヨーロッパ諸国における検閲制度の廃止や縮小がいかなる論理によって実現したのかということ調査したうえで、その実現を日本にも求める議論や、それに対する検閲当局の応答を検討することで、検閲当局、被検閲者たちはヨーロッパ諸国におけるそのような動きをどのように認識したのか、また制度の改廃を巡ってどのようなやり取りがなされていたのかを検討する。

【結論・考察】(400字程度)

近代日本の演劇検閲制度が整備された明治前期、あくまで「芸術」として、警察組織内部ではなく外部の芸術の専門家によって脚本検閲が行われるフランス式、また、国事警察の職掌として、出版検閲と同様に全

国統一的な制度の整備がなされたプロイセン式など、当時のヨーロッパにおける演劇検閲には様々なあり方が存在していた。明治初期、近代日本の警察制度自体は、まずフランス式、次いでプロイセン式の警察制度を導入したが、演劇検閲においてはその二つの国とは異なる方法で行われることとなった。すなわち、演劇検閲は社会の風紀を取締る風俗警察の職掌とされ、脚本の検閲、そして上演時の検閲も含めて一貫して警察内部で行われ、さらに各地方警察によって不統一に行われるという制度である。その背景には、当時の日本における演劇は、フランス式検閲を行うほどに芸術性を有しているとは認識されておらず、またプロイセン式のように国事警察に管理されるほどに政治的・思想的問題を有してはいないと日本の警察当局者が判断したことがあったと考えられる。以上のように、近代日本の演劇検閲制度は、当時のヨーロッパ演劇検閲制度を参考にしながらも、当時の日本の演劇の状況を勘案して整備されたものであったことが明らかになった。そして、1920年代には、演劇を「芸術」として捉える立場から、芸術作品の検閲を警察自身が行っていることをヨーロッパにおける検閲制度との対比から批判する動きが演劇関係者の間で活発化した。批判を受け、警察も適切な検閲の遂行上、演劇の専門家による検閲の必要性を認識していたが、あくまで警察組織内部で専門家を警察官として雇うことで対応し、日本独自の検閲制度として明治初期に確立された制度的枠組みの根本的な改正はなされなかったことを明らかにした。